

第2章

ASEAN 諸国

[1] アジア諸国全般	75
知的財産	75
模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題	75
[2] ASEAN 各国	78
1. タイ	78
関税	78
関税構造	78
アンチ・ダンピング	79
日本産熱延鋼板に対する AD 措置	79
基準・認証制度	79
鉄鋼製品の強制規格	79
サービス貿易	80
外資規制等	80
2. インドネシア	82
内国民待遇	82
小売業に関するローカルコンテンツ要求	82
数量制限	83
(1) 輸入制限措置（米、塩、中古資本財）	83
(2) 輸入制限措置（医薬品、食料・飲料、履物、電機、子供用玩具、 鉄鋼製品に輸入者登録の義務づけ等）	84
(3) 丸太・製材等の輸出規制等	85
(4) 鉱物資源輸出規制及びローカルコンテンツ問題	85
関税	87
関税構造	87
アンチ・ダンピング	88
日本産冷延鋼板に対する AD 措置	88
貿易関連投資措置	89
LTE 機器等に対するローカルコンテンツ要求	89
基準・認証制度	89
鉄鋼製品の強制規格	89
外国企業の参入障壁となる玩具規制	90

サービス貿易	91
外資規制等	91
知的財産	93
(1) 水際での侵害差止め措置	93
(2) 日インドネシア EPA の履行問題	93
3. マレーシア	94
内国民待遇	94
(1) 自動車に関する内国税の適用に関する問題及び AP 制度に基づく 輸入制限問題	94
(2) 国産自動車部品の物品税免除制度	95
数量制限	96
(1) 丸太の輸出規制等	96
(2) 電気亜鉛めっき (EG) 鋼板の輸入免税枠制度	96
関税	97
鋼板の関税引き上げ措置等	97
基準・認証制度	98
鉄鋼製品の強制規格	98
サービス貿易	98
外資規制等	98
知的財産	101
著作権侵害 DVD の流通問題	101
4. フィリピン	102
数量制限	102
未加工鉱石に対する輸出制限	102
関税	103
関税構造	103
サービス貿易	103
外資規制等	103
5. ミャンマー	105
サービス貿易	105
外資規制等	105
6. ベトナム	106
セーフガード	106
鉄鋼半製品、棒鋼等に対するセーフガード措置	106

[1] アジア諸国全般

知的財産

アジア諸国の知的財産の保護に関しては、WTO設立以来、1999年未までの経過期間¹を援用しない前倒しの実施への努力がなされ、TRIPS協定

の履行を目的とする知的財産保護法令の整備が行われてきたことは歓迎すべきである。その結果、各国とも法制度自体は整備されつつある。また、TRIPS理事会による開発途上国に対する法令レビューは一通り終了しており、今後は、各国の法制度のみならず、以下のような運用実態も含めた履行状況について注視していく必要がある。

<図表 I - 2 - 1> ASEAN諸国における知的財産の保護に関する制度上・運用上の主な問題

インドネシア	税関における知的財産権侵害品の差止め不実施
マレーシア	訴訟期間の長期化
フィリピン	訴訟期間の長期化
タイ	産業財産権登録のための審査期間の長期化
ベトナム	刑事罰の適用困難性や、行政罰の科料額の低廉さに起因する再犯抑止力の欠如

模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

①権利行使の実効性の問題

知的財産に関してアジア諸国に共通する最も重大な問題は、二輪自動車やコンテンツをはじめとする多くの商品で、模倣品・海賊版等の不正商品の製造・流通による知的財産権侵害が多数発生していること（図表 I - 2 - 2 参照）と、これらの知的財産権侵害を除去するための権利行使の実効性が十分に確保されていないことである。

言うまでもなく、知的財産に関する実体規定を整え、制度を創設・整備することだけでは、権利が十分に保護されることにはならない。権利の十分な保護のためには、権利取得の面では、権利を付与、登録する機関の事務が適切かつ効率的に運営されること、侵害行為に対する権利行使の面では、司法手続による救済措置（侵害差止、損害賠償、侵害品廃棄、差押え及び証拠保全のための暫定措置等）、税関当局による国境措置、刑事上の取締・制裁等により、効果的かつ迅速に権利侵害を防止

できることが不可欠である。

TRIPS協定では、相当部分がこれらの権利行使に関する規定に充てられ（第41条～第61条）、加盟国に対して、効果的かつ迅速な措置を可能とするように国内法制度を確保することを義務付けている（第41条）。このような規定に照らすと、効果的かつ迅速な権利行使が得られない場合には、協定の義務に違反する可能性がある。2000年1月からTRIPS協定の履行義務が生じた各国における権利行使の実効性の問題について、各国の法制度の整備状況を注視し、協定に適合しない制度・運用が存在する場合には、WTOの紛争解決手続を用いてその是正を求めていくことも検討する必要がある。

アジア諸国の中には、不正商品の取締強化の必要性を認識し、取締当局により積極的な取組を進めている国もある。このような取組は評価できるものであり、今後、取組の一層の強化がなされることを期待する。

1 第II部第13章知的財産1.(2)法的規律の概要参照。

＜図表 I - 2 - 2＞ 日本企業製品の侵害の状況

	模倣品等の製造により 被害を受けている企業数		模倣品等の販売提供により 被害を受けている企業数	
	2013 年度	2014 年度	2013 年度	2014 年度
中 国	604	546	499	454
香 港				
台 湾	112	105	151	142
韓 国	121	120	150	141
タ イ	39	37	88	87
インドネシア	29	30	82	74
シンガポール	15	15	55	46
マレーシア	21	28	75	70
ベトナム	24	31	68	59

(注) 有効回答は 2013 年度：4,314 社、2014 年度：4,090 社
 出典：特許庁「模倣被害調査報告書」（2015 年度版）

②不正商品問題への対応

アジア諸国における不正商品問題については、国内の権利行使手続を的確に TRIPS 協定に適合するよう求めていくことが急務であるが、法制度の整備だけでこと足るわけではない。

まず、知的財産保護制度を運用する人材の確保が重要であり、官民を問わず、知的財産問題に関する知見を有する専門家の養成に力を注がなければならない。また、権利付与・登録機関や取締機関の事務が適切かつ効率的に機能するために、情報システムの整備等も必要である。このため、我が国をはじめとする先進国は、制度整備への協力、研修制度の充実等の技術援助活動を積極的に推進していくべきである。特に、ASEAN 諸国は、不正商品の流通国となっている事例も多いことから、国境措置の実効性を向上させるため、税関職員の人材育成に対する支援の強化等についても留意すべきである。

更に、権利者自らが現地の法制度の枠組みにおいてエンフォースメントを実施することが基本ではあるものの、同時に、個別の権利者の取組だけではその効果に限界があることから、産業界・権利者と政府とが連携を深め、行政機関による取締

りの一層の強化を当該国政府に求めていくことや、当該国の国民にも、知的財産の重要性について理解を深め、その保護の意義について認識を向上させるための教育・広報活動等の啓発活動を求めることも必要である。

ASEAN 諸国の知的財産制度整備を推進すべく、2012 年 2 月に日 ASEAN 特許庁長官会合を創設し、2012 年 7 月には我が国の特許庁と ASEAN 各国の知的財産庁は知的財産に関する協力覚書に署名した。同覚書に基づき、毎年協力プログラムを策定し協力を進めており、2015 年 5 月には、第 5 回日 ASEAN 特許庁長官会合が奈良で開催され、人材育成及び業務管理に関する協力の強化等を新たな協力プログラムの項目として加えることに合意した。また、我が国の特許庁と ASEAN 各国の知的財産庁の二庁間の取組として、2015 年 5 月までに ASEAN10 カ国それぞれと知的財産に関する協力覚書に署名し、同覚書に基づき、毎年協力プログラムを策定し協力を進めている。今後、これら協力プログラムを利用し、ASEAN 各国と協働して知的財産保護制度を運用する人材の育成や知的財産の普及啓発のための取組を進めていくことが有効である。このように、我が国は、これまでにも

アジア諸国に対する支援活動を積極的に行ってきたところであり、今後も一層推進していくことが肝要であると考えられる。

加えて、不正商品の製造及び流通が複数国間にまたがっているとの実態を踏まえ、関係国間において知的財産権侵害に関する情報の交流を促進することも検討すべきである。我が国の具体的取組としては、2007年6月のAPEC知的財産権専門家会合（IPEG: Intellectual Property Rights Experts Group）において、日本が提唱した税関専門家と知財専門家による合同セッションの発足が合意されたことを受け、2008年2月にはペルーにおいてASEAN諸国を含む参加を得て、税関専門家会合と知財専門家会合の合同セッションが開催されたほ

か、ASEANの各地において、現地政府の執行機関職員を対象に日本製品の真正品と模倣品の見分け方を講義する真贋判定セミナーや現地政府の執行機関職員と意見交換を行うことを目的とする日本への招聘事業をそれぞれ年に2回程度行っており、模倣品・海賊版を防止する措置の強化や知的財産権分野での協力の推進などを通じて、知的財産権保護の強化に関する国際的な取組を先導する姿勢を示している。また、我が国が締結したブルネイ、タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、ベトナムとのEPAには、適切な知的財産保護やエンフォースメントに関する要素が盛り込まれ、TRIPS協定の規定を上回る保護を図っている。

[2] ASEAN 各国

1. タイ

関 税

関税構造

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

タイは、製造業の競争力強化等を目指した関税構造調整の一環で、実行税率の削減を実施している。2003年9月にタイ政府はゴム製品、繊維製品、鉄鋼製品、一般機械、電気機械など1,391品目の関税引き下げを閣議決定し、原則、完成品は10%、半完成品は5%、原材料は1%に引き下げられた。また、自動車のCKD(組み立て)部品も33%から30%に引き下げられることになった。

しかし、上記決定の対象外とされた品目の実行税率は依然として高く(2014年の非農産品の平均実行税率は8.3%)、特に衣料品(平均29.6%)、輸送機械(平均20.7%)で高水準となっている。個別品目としては、自動車(最高80%)、洗濯機・冷蔵庫(最高30%)等がある。一方、非農産品の単純平均譲許税率は25.5%であった。譲許率については輸送機械の25.2%をはじめとして相対的に低く、非農産品全体で71.3%にとどまっている。非譲許品目としては、自動車部品(実行税率最高30%)、自転車(実行税率30%)等がある。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるといった観点からは、上記のようなタリフピーク(第II部第5章1.(1)③参照)を解消し、

関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いことや実行税率が譲許税率を下回って乖離していることは、WTO協定上問題はないが、当局による恣意的な実行税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目が譲許されること、また、譲許税率が引き下げられることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている(最新の状況については資料編を参照)。また、ドーハ・ラウンド交渉の枠外で、IT製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012年5月からITA拡大交渉が開始され、2015年12月に妥結した。対象品目201品目の関税撤廃は2016年7月から開始される予定(詳細は、第II部第5章2.(2)ITA(情報技術協定)拡大交渉を参照)。

また、2015年1月5日付財務省通達No.0518/Wor982にて、MFN税率(タイの関税率表ではGeneral Rate(Section 12))の大幅な変更が行われた。これはWTOウルグアイ・ラウンドでの約束(2012年1月10日付)を実行に移したものの。同通達は2015年1月1日に遡って適用された。

これまでタイ政府は事前教示制度について関税分類のみ実施してきたが、2015年3月3日付(Notification 38/2558)で関税評価に、また同年3月11日付(Notification 40/2558)で原産地判定に、それぞれ拡大した。申請日から30業務日以内に回答することが約束されている。判定書の有効期限は2年。

2015年1月1日よりタイは後発開発途上国(LDC)に対し、LDC産の6,998品目を対象に関税免税・クォータ枠撤廃など市場アクセスを向上させた。

なお、2007年11月に日タイEPAが発効したことから、我が国から輸出する自動車部品(生産用部品)や鉄鋼製品等の関税が撤廃され、市場アクセスの改善が図られた。

アンチ・ダンピング

日本製熱延鋼板に対する AD 措置

<措置の概要>

2002年3月、タイ国内の鉄鋼メーカー5社は、我が国を含む14か国の熱延鋼板の輸入に対し、AD調査申請を行い、2003年5月にタイ政府は当該製品についてAD措置の発動を決定、我が国の熱延鋼板には36.25%のAD税が賦課された。

そもそも、我が国からタイに輸出される熱延鋼板は、タイ国内で冷延加工を行った後、自動車・家電メーカー等に供給される高品質のものであり、タイ国内の鉄鋼メーカーが製造困難な製品である（タイ国内鉄鋼メーカーは調査申請時より一貫して、当該鋼板を製造可能であると主張）。

<国際ルール上の問題点>

タイ国内で生産される「同種の製品」と我が国企業が輸出する熱延鋼板は、その品質が大きく異なるため、市場においても競合していない。競合関係にない別個の産品を同一の産品として評価することは、ダンピングの有無の決定、国内産業の範囲の認定、国内産業の損害の有無の認定、国内産業の損害との因果関係の認定等における適切な判断を不可能にするはずであるから、本調査の結果は、AD協定2条、3条及び4条に照らし問題がある。

また、2009年から行われた事情変更レビューの手續において、以下のような問題があった。

- ①重要事実の開示通知を日本大使館が受け取ってからコメント期限まで実質1日しか与えられなかった。
- ②重要事実の開示通知において、タイ当局に知られている日本企業は6社あったが、調査に協力した日本企業2社にのみ重要事実の開示通知が行われ、残り4社に対して通知が行われなかった。
- ③タイ当局は、特定の日本企業に対して、48時間前に公聴会の開催通知を送付した。

これらの手續について、タイ当局がAD協定6.2

条に基づき利害関係者に対して意見表明の機会を与えたか、AD協定6.9条に基づく重要事実の開示通知を適切に行ったか疑問である。

<最近の動き>

上記の2009年から行われた事情変更レビューの手續におけるAD協定6.2条・6.9条に関する問題点について日本大使館からレターを発出したほか、2010年秋のWTO・AD委員会において、上記に関する質問をタイ代表に対して行った。これに対してタイ政府より、①については、重要事実の開示通知は適切に行われており、利害関係者はコメントを行うことができた、②については、重要事実の開示通知は日本大使館にも行っており、残り4社については大使館を通じて送付される、③については、手続きはAD協定に従って行われており、利害関係者が対応できる十分な時間は与えられていた、との回答があった。我が国としては、今後も引き続き、タイ政府によるAD措置の運用を注視していく必要がある。なお、本件については2015年5月にサンセットレビューによって5年間の課税延長が決定されている。

基準・認証制度

鉄鋼製品の強制規格

<措置の概要>

1993年に導入された鉄鋼製品への強制規格に関し、タイ工業標準機関（TISI）は2009年1月、熱延鋼板及び冷延鋼板について、タイ工業規格（TIS）認証及び認証維持審査（輸入許可証取得）に係る規則が変更された。新規則においては、輸入許可証取得の前提となる製鉄所監査の運用が強化され、これまで書類審査のみであったところ、年1回の製鉄所監査が新たに義務付けられている。

また、タイ工業標準機関（TISI）は、電気亜鉛メッキ鋼板（EG）及び溶融亜鉛メッキ（GI、GA）についても、強制規格化を検討している。

＜国際ルール上の問題＞

協定第 2.2 条において、「強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生じる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない」としている。タイ工業標準機関 (TISI) は、本制度の目的は、鋼材の品質向上を通じた消費者安全や健康確保であると主張しているが、これらの政策目的は、鉄鋼製品のような中間財への規制では達成することができず、むしろ最終製品の安全規制により達成されるべきものであると考えられる。したがって、本制度は、その政策目的に照らして過剰な規制である疑義があり、TBT 協定第 2.2 条に違反する可能性がある。

＜最近の動き＞

2012 年に引き続き、2013 年 3 月、6 月及び 10 月の TBT 委員会開催中の二国間会合において、中間財である鉄鋼製品に対し強制規格を導入することは、最終消費者保護の観点からは不要である旨、同様に、電気亜鉛メッキ鋼板 (EG) 及び溶融亜鉛メッキ (GI, GA) の強制規格化は中止すべきであり、やむを得ず強制規格化する場合であっても、自動車、家電産業向け鋼板については適用除外すべきである旨を要請した。加えて、本制度は運用面を含めた透明性が確保されておらず、製鉄所監査等の手続簡素化や頻度軽減をすべきであ

る旨を要望している。

本制度については、2011 年 11 月の TPRB 対タイ審査会合、2012 年 9 月開催の日タイ EPA のビジネス環境整備小委員会、2012 年 3 月、2013 年 11 月及び 2014 年 11 月開催の日タイ鉄鋼対話においても、同様の懸念を表明した結果、2014 年 12 月に、熱延鋼板等の製鉄所監査の頻度を 2 年に一度に低減させる旨の官報告示がなされた。引き続き、本制度の運用を注視するとともに、過剰な規制とならぬよう両国間で協議を行っていく必要がある。

サービス貿易

外資規制等

＜措置の概要＞

タイでは、外国人事業法 (1999 年改正、2000 年 3 月施行) に基づき、規制業種を 3 種類 43 業種に分け、それらの業種への外国企業 (資本の 50% 以上が外国人所有の法人) の参入を規制している。エンジニアリング業、各種小売業等ほとんどすべてのサービス業が含まれており、参入可能なのは一定規模以上の貿易仲介や卸売・小売、建設業などに限られており、外国企業がタイでサービス業を行うことは非常に難しい状況にある。

タイにおける主な外資制限は以下のとおりである。

分野	規制の概要
金融	
① 銀行	銀行分野については、原則として、外資出資比率及び外国人役員比率が 25% 以下に制限されている。2009 年 11 月に、2010 年～14 年の 5 カ年計画 (金融セクターマスタープラン II) が経済閣僚会議で承認され、段階的に外国銀行の参入を開放することとした。これまで、同計画に基づき、既存外国銀行支店が追加で 2 支店増設することを許可したほか、支店形態から子会社形態に移行した場合には、一定条件の下最大 20 支店を開設すること等を許可している。
② 保険	2008 年 2 月、保険分野については、外資出資比率及び外国人役員比率が 25% 以下に制限する一方で、特段の事情がある場合には当局の承認を得ることを条件に 49% までとする損害保険業法及び生命保険業法改正案が施行された。

分野	規制の概要
電気通信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2001年には通信会社の外資出資比率の上限を49%から25%に制限する「電気通信事業法」が施行されたが、サービス協定上の約束である2006年の通信分野の自由化をうけて、2006年1月に法改正が行われ、外資比率上限が50%未満に緩和された。規制緩和実施の翌営業日に、シン・コーポレーションの株がシンガポールに売却されるなど、外資参入が行われたものの、本件売却によって議決権比率を通じた実質的な支配権が外資事業者に移ったため、タイ政府は外資規制を迂回したものとして問題視しており、2006年の外国人事業法改正作業（後述）の端緒ともなった。 ・ 2011年、通信事業と放送事業を一元的に監督する国家放送通信委員会（NBTC）が発足した。2012年、NBTCは、「外国人による事業支配」に該当する具体的事例を定める告示を施行した。同告示は、電気通信事業者に外国人による事業支配の状況を定期報告させることを義務付けている。
流通	<p>外資参入が可能となるのは、小売業については最低資本金が1億バーツ以上で一店舗あたり最低資本金が2,000万バーツ以上となる場合、卸売業は最低資本金1億バーツ以上の場合。この条件を満たさない場合には、他業種と同様、外資の上限は50%未満。なお、これとは別に規制業種として「飲食物販売業」が存在するため、スーパーマーケットのように食品を扱う小売への参入は、外資50%未満の制限がかかることになる。</p>

（米タイ友好経済関係条約におけるタイの外国人事業法の最恵国待遇免除）

米タイ両国は、1966年、友好経済関係条約を締結（ほぼ全てのサービス業が対象だが、通信、輸送、資産運用、銀行、土地・天然資源開発、国内農産物の国内輸送等の分野は除外）。同条約では、米国企業は上記の外国人事業法の適用が免除され、商業登録の際にタイ企業と同基準の審査を受けるだけで良いとされており、米国以外の外国企業が外国人事業法に基づく審査を受ける必要があることと比較して優遇されている。タイは当該措置についてGATSの約束表でMFN義務免除措置として10年間の免除登録をしているが、MFN義務の免除期間が終了しているにもかかわらず、引き続き優遇措置を受けている米国企業が見受けられる。

<国際ルール上の問題点>

米タイ友好経済関係条約におけるタイの外国人事業法のMFN免除に関しては、MFN義務は、多角的に貿易自由化を進める上で最も重要な原則の一つであり、義務免除措置はその原則からの例外的な逸脱であって、GATS第2条（MFN）の免

除に関する付属書6でも、免除期間は原則10年を超えてはならないとされているところ、本免除は早期に撤廃されるべきである。また、同付属書5によれば、MFN免除は当該免除に定める日に終了すると規定されているところ、本免除措置はタイの約束表上、継続期間は10年と明記されており（始期を1995年1月1日とすれば終期は2004年12月31日）、当該期間の経過により免除期間は終了していると解するべき。よって本件措置は免除期間を過ぎており、米国企業が優遇措置を受ける場合は、GATS2条1項違反の可能性が高いと考えられる。

今後、機会を捉えて、タイ政府がGATS整合的な対応をとるよう、働きかけていく。

<最近の動き>

2007年4月に署名、11月に発効した日タイEPAにより、卸売・小売サービス、保守メンテナンスサービス、ロジスティックス・コンサルティング、広告サービス、ホテル・ロジシング・サービス、レストランサービス、海運代理店サービス、カーゴハンドリングサービスに関し、タイは外資

比率等を含めて約束を改善した。近年、飲食分野を中心に観光・小売の分野などでも我が国のサービス産業の進出も活発化してきており、我が国は、二国間政策対話、WTO サービス交渉や EPA 交渉のフォローアップ会合等により、外資制限の緩和を働きかけているところである。

なお、外資系企業によるタイ人所有の会社を扶むことによる間接的な出資を契機に、2006 年から 2007 年にかけては、外資系企業に対する出資上規制の厳格運用と外資の参入規制する業種を見直す

といった外国人事業法改正の問題が取り沙汰されていたが、その後同改正案は立法議会での裁決で反対多数となり、取り下げられた。同改正案取り下げ後も、引き続き改正案を修正・再度立法議会での審議を行うといった情報もあるが、現時点でそのような動きは見られない。我が国は、外資制限強化に関する法律改正の動向を注視し、在タイ日本大使館から懸念をタイ政府に伝達してきたが、今後とも、法改正の動向及び進出日系企業への影響について、注視が必要である。

2. インドネシア

内国民待遇

小売業に関するローカルコンテンツ要求

<措置の概要>

2012 年 8 月、インドネシア商業省は、フランチャイズ活動に関して、フランチャイザーと中小事業者との事業パートナーシップの強化や国産品の利用促進を目的として、「フランチャイズの実施に関する商業大臣令 2012 年 53 号」を公布した。この規定の中で、「フランチャイザーとフランチャイジーは、原材料、事業設備の利用および品物の販売において、80%以上の国産の物品あるいは役務を用いる義務を負う」（同規定第 19 条）との措置が盛り込まれた。当該措置に違反したフランチャイザーとフランチャイジーには、書面による警告、フランチャイズ登録証の停止や取り消し、といった行政罰が適用される（同規定第 33 条）。

さらに、2013 年 12 月、インドネシア商業省は、伝統市場、ショッピングセンター、モダンストア（ミニマーケット、スーパーマーケット、デパートメントストア、ハイパーマーケット、卸売の形態で物品を販売するストア）の整備と育成の最適化などを目的として、「伝統市場、ショッピング

センター、モダンストアの整備と育成指針に関する商業大臣令 2013 年 70 号」を公布した（2014 年 6 月施行）。この規定の中で、「ショッピングセンターとモダンストアは取り扱う物品の数量と種類の 80%以上は国産品を提供する義務を負う」（同規定第 22 条）との措置が盛り込まれた。なお、本規定は「商業大臣令 2014 年 56 号」により一部改正され、生産の統一性を必要としグローバルサプライチェーンに由来する商品等を扱うスタンド・アローン・ブランド形態のモダンストア等に対しては、上記義務の適用が除外される旨が明記された。当該措置に違反したショッピングセンターとモダンストアには、書面による警告、事業許可の凍結や取り消し、といった行政罰が適用される（同規定第 38 条）。

<国際ルール上の問題点>

これらの措置は、いわゆるローカルコンテンツ要求であり、国産品との関係で輸入品を不利に扱うものであり、GATT 第 3 条（内国の課税および規則に関する内国民待遇）第 4 項「いずれかの締結国の領域の産品で他の締結国の領域に輸入されるものは、その国内における販売、販売のための提供、購入、輸送、分配または使用に関する全ての法令および要件に関し、国内原産の同種の産品に許与される待遇より不利でない待遇を許与され

る」に抵触する可能性がある。

<最近の動き>

2013年11月、経済産業省とインドネシア商業省は、各々の流通業を所管する局長を共同議長とする「第1回日尼流通政策対話」を開催した。この対話の中で、経済産業省はインドネシア商業省に対して、フランチャイズ事業者に対する輸入品に関する措置の撤廃を要請した。これに対して、インドネシア側からは、措置の撤廃に向けた意向は示されなかった。また、2014年6月、「第2回日尼流通政策対話」を開催し、経済産業省は「商業大臣令2013年70号」により本措置が強化されていることを指摘しつつ、本措置の速やかな撤廃を要請した。これに対して、商業省は、指摘事項を政府内に持ち帰り検討する旨を述べ、実務者レベルの対話を開催することが提案された。その後、11月に再び対話を開催し、商業省は、「商業大臣令2014年56号」により、先述の例外措置が設けられたとの見解を示した。こうした対話に加えて、2014年6月以降のWTO・TRIM委員会及び物品理事会の場においても、日本は米国やEUとともに本措置への問題提起を行っている。引き続き、二国間対話やマルチの場などを活用し、上記措置の速やかな撤廃を要請していく。

数量制限

(1) 輸入制限措置（米、塩、中古資本財）

<措置の概要>

インドネシアでは、米、塩などについて、国内産業保護を理由に輸入制限措置を講じている。例えば、米の輸入は、商業大臣令2014年19号により、輸入目的に応じて食糧公社、米製造輸入業者又は米登録輸入業者に対して認められている。塩の輸入については、商業大臣令2012年58号により、消費用の塩については塩製造輸入業者に対し

て、産業用の塩については塩製造輸入業者及び塩指名輸入業者に対して認められている。

中古資本財の輸入は、国内製造業保護のため、2003年に規制が開始され、その後、1～3年ごとに継続が決定されている。現行規定（商業大臣令2013年75号）上、輸入が認められる中古資本財の品目は、ジェネレーター、重量機械、印刷機械、電動モーター、発電設備、自動車パーツ・部品、航空機、船舶、医療機器などであるが、工場移転を含む輸出・投資の拡大を条件に、これら以外の品目も商業大臣等の許可により可能となる（同令15条）。

<国際ルール上の問題点>

米、塩、中古資本財等の輸入制限は、一部業者を除いて特定の品目の輸入を禁じている点や輸出・投資の拡大を条件付ける点において、輸出入に対する禁止又は制限に該当するため、GATT第11条（数量制限の一般的廃止）に抵触する可能性がある。

<最近の動き>

中古自動車については、従来は特定の車種については輸入が認められていたが、2007年3月より、すべての中古車について輸入が禁止された。

また、中古資本財については、2013年12月、商業大臣令75号により、2016年末までの輸入継続が決定され、対象品のHSコードが改めて指定された。

さらに、塩については、2015年12月末、商業大臣令125号により、企業が工業塩を輸入する場合は、年間輸入見込量を工業省に申請し、海洋担当調整大臣主催の会議での承認に基づき、各企業は輸入申請を商業省に行い、実際に塩を輸入する手続が公布された（2016年4月1日施行予定）。

本件については、今後ともWTO協定に照らし是正を求めていく必要がある。

(2) 輸入制限措置(医薬品、食料・飲料、履物、電機、子供用玩具、鉄鋼製品に輸入者登録の義務づけ等)

<措置の概要>

2008年11月、インドネシア保健大臣は、安全性や公衆衛生の要求水準を満たしていない薬品から公衆を守るため、薬品の登録制度を通して薬品の評価を行うとの目的で保健大臣令2008年1010号を発出した。それによれば、インドネシア国内での医薬品の販売許可を得るにあたり、保健大臣が与える事前の登録が必要とされ、特に輸入医薬品の登録は、海外の製薬会社により書面による同意を得たインドネシア国内の製薬会社によつてのみ行うことができるとされた。加えて、この同意には、海外製薬会社による5年以内の技術移転と現地生産の開始を含まなければならないとされた。

また、2009年1月には、インドネシア商業大臣令(商業大臣令No.56/M-DAG/PER/12/2008)により、電気製品、衣料品(既製服)、子供用玩具、靴・履物、飲食品の輸入業者の登録を義務づけると共に、輸入できる港をメダン、ジャカルタ、スマラン、スラバヤ、マカッサルと全ての国際空港に限定し、サーベイヤーによる船積み前検査が義務化されることとなった。本規制は、商業大臣令No.57/M-DAG/PER/12/2010により、化粧品・伝統薬も追加された上、商業大臣令No.83/M-DAG/PER/12/2012により2015年12月31日まで延長されることになった。現在、登録が必要となる輸入商品は、電気製品、衣料品、子供用玩具、履物、飲食品、伝統生薬及びサプリメント、並びに化粧品に属する800強のタリフコードに属する品である。この数は、規制開始時から300以上増加している。なお、輸入港は、直近では商業大臣令No.73/M-DAG/PER/2/2014により指定港が見直されている。上記製品はいずれも輸入が伸びているものであるが、商業省は輸入の伸びは市場の拡大によるものと説明している。

更に、鉄鋼製品についても、2009年4月以降一

定品目について、輸入業者を登録制とし船積み前検査が義務化されることとなった。本規制については、商業大臣令No.08/M-DAG/PER/2/2012により、2015年12月31日まで適用が延長され、現在の212品目が対象となっている。なお、電気製品、衣料品(既製服)等5品目に関する輸入規制と異なり、インドネシアと他国政府との鉄鋼輸入に関する規定を含む二国間条約に基づく鉄鋼の輸入には適用されないとの適用除外規定があるほか、輸入港の限定規定も存在しない。

<国際ルール上の問題点>

インドネシア保健大臣令による医薬品の輸入規制については、インドネシア国内における医薬品の販売に必要な登録の要件について、輸入薬品に対してのみ海外の製薬会社による技術移転等の約束が必要である点で輸入医薬品が不利に扱われており、インドネシア国内産の薬品に許与される待遇より不利な待遇が輸入医薬品に対して付与されていることから、GATT第3条4項に規定する内国民待遇原則に非整合と考えられる。また、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれをもたらす結果となるように強制規格が立案され、制定され又は適用されないことを確保するとしているTBT協定2.2条にも非整合と考えられる。

また、インドネシア商業大臣令による輸入業者の登録義務づけや輸入港制限等については、輸入態様が被登録業者による輸入や特定の港での輸入に制限されることから、GATT第11条の数量制限の一般的廃止に抵触する可能性がある。

<最近の動き>

インドネシア保健大臣令については、2008年11月に、現地日本大使館より、保健大臣及び商業大臣に対して改善を求める大使名の書簡を提出し、措置の改善を求めている。

また、電気製品等5製品に関するインドネシア商業大臣令については、2009年1月に、本措置の

導入の目的や運用、WTO 協定との整合性等についてインドネシア政府側の見解を確認するための質問を送付した。

更に、鉄鋼製品に関するインドネシア商業大臣令については、2009年3月、現地日本人会よりインドネシア商業省に対して、①日本から輸入される全ての鉄鋼製品の適用除外、②大臣令適用時期の延期、③本大臣令に関するインドネシア商業省外国貿易総局輸入局との会合の開催、を要望するとともに、(社)日本鉄鋼連盟からも上記①及び②を要望する書簡をインドネシア商業省及び工業省に送付した。

(3) 丸太・製材等の輸出規制等

<措置の概要>

1998年4月、IMF合意に基づきインドネシア政府は、それまで丸太と製材の輸出産品に賦課してきた高額輸出税を、従量税方式(材積あたり)から従価税方式(価格あたり)に改め、輸出税率を1998年4月に30%、1999年3月に20%、同年12月に15%にまで引き下げた。他方、これに合わせ、丸太・製材等の輸出総量を設定すること等を規定した輸出規制等を公布した。

2001年10月、インドネシア政府は、違法伐採対策を理由に丸太の輸出を禁止した。さらに、2004年9月に、枕木やラフ製材品の輸出を禁止し、2006年3月には、木口断面積4,000平方ミリメートル以上のS4S材(4面かんながけの材)等についても輸出禁止とした。その後、輸出が認められる木材製品の基準等について、数回に渡って細かい変更がなされている。

<国際ルール上の問題点>

丸太・製材等の輸出の禁止や総量設定については、産品輸出の制限としてGATT第11条に違反する可能性がある。特に違法伐採対策を理由にした丸太の輸出禁止については、インドネシア国内で天然林や泥炭地の一部を除き、森林の伐採に関する制限が行われていないとともに、丸太の消費・

流通に対する制限も行われていないため、インドネシアが拠り所とするGATT第20条(g)項に基づく例外と認めることは困難である。

<最近の動き>

丸太の消費が国内に限られた結果、丸太の国内価格が国際価格に比して低位な水準となっており、こうした状況を受けて丸太の輸出再開についての議論が起きつつあったが近年下火となっている。当該措置についてマルチ、パイなどの場を通じて、今後は正をはたらきかけていく。

(4) 鉱物資源輸出規制及びローカルコンテンツ問題

<措置の概要>

2009年1月、インドネシアは鉱業法の改正(新鉱業法)を公布・施行し、以下の措置を導入した。

①高付加価値化・国内製錬義務

インドネシアで採掘したニッケルや銅などの鉱物は、インドネシア国内で製錬・精製を行うことを義務づけ。

②生産量及び輸出量の統制

インドネシア政府は、国家利益を最優先するため、年間生産量を決定することができ、輸出を管理することができる。

③ローカルコンテンツ要求

現地の労働力、国内の物品及びサービスを優先して使用することを義務づけ。

④国内供給優先義務

インドネシア国内の鉱物資源の生産者に、エネルギー・鉱物資源省大臣の規定する一定割合を国内のユーザーに供給することを義務づけ。

その後新鉱業法の運用に関する細則として、2012年2月に高付加価値義務に関する大臣令及び、インドネシア資本への株式譲渡義務に関する政令改正が発表された。前者は、高付加価値化・国内製錬義務の実現のため、2014年1月以降の未加工鉱石の輸出を禁ずるものであり、後者は、投資後

10年以内にインドネシア資本比率を51%まで高めること等を定めている。また、2012年5月には、鉱物資源に対して一律20%の輸出税を課す財務省令が発出された。

2014年1月には、未加工鉱石の輸出禁止の実施を目前にして高付加価値義務を定める大臣令が改正され、一部の精鉱（銅精鉱など、純度を一定程度上げた原材料）については、輸出禁止の実施が2017年1月に延期され、同時に輸出税が導入されたが、その他の未加工鉱石の輸出は2014年1月以降禁止された。一部の精鉱については、2017年までは輸出許可制の下で輸出が可能であるが、輸出税の税率は25%から逡増し、2016年下期には最大60%となる（2017年以降は輸出禁止）。但し、2014年の財務省令改正により、製錬所の建設にコミットした輸出者については輸出税が減免される。

<国際ルール上の問題点>

①付加価値化・国内製錬義務

インドネシアで採掘した製錬・精製前の鉱物を輸出することが不可能になった場合や、輸出許可制により製錬所の建設コミット等の許可要件を課すことは、事実上の輸出規制として、GATT第11条（数量制限の一般的廃止）に抵触する可能性がある。

②生産量及び輸出量の統制

政府による恣意的な輸出量の制限等が実施された場合、GATT第11条に加えエネルギー・鉱物資源の輸出入の制限に関してGATTの関連規定に従う義務を再確認した日尼EPA第99条（輸入及び輸出の制限）に抵触する可能性がある。

③ローカルコンテンツ要求

国産品や国内のサービスの使用の義務づけは、GATT第3条・TRIM第2条（内国民待遇及び数量制限）及び日尼EPA第63条（特定措置の履行要求の禁止）に抵触する可能性がある。

④国内供給優先義務

所定の国内需要を満たさなければ輸出ができない点において、GATT11条（数量制限の一般的禁

止）に抵触する可能性がある。

⑤インドネシア資本への保有株式の譲渡義務

我が国企業の保有株式についてインドネシア資本への譲渡義務を課すことは、日尼EPA第59条（内国民待遇）及び第65条（収用及び補償）に抵触する可能性がある。

⑥投資家が有する「正当かつ合理的な期待」の侵害

上記の規制等が日本の投資家（企業等）が投資時点で有していた「正当かつ合理的な期待」を侵害し、損害又は損失を生じさせる場合には、日尼EPA第61条（一般的待遇）にも抵触する可能性がある。

<最近の動き>

我が国は、新鉱業法の成立以降、WTOの物品理事会・TRIM委員会、日尼EPAに基づく投資小委員会において繰り返し懸念を表明してきた。また、首脳レベルや閣僚レベルでも繰り返し懸念を表明している。直近では、2015年11月、経済産業大臣より、商業大臣及び経済担当調整大臣に対して、早期の解決を要請している。

2014年1月に一部の精鉱について輸出禁止規制実施の延期等の一定の改善はあったものの、その他の未加工鉱石の輸出禁止措置は実施され、依然として国際ルール上の問題が解消されていないことから、引き続き措置の是正を求めていくことが重要である。

なお、インドネシアでは、2014年2月、新通商法が国会にて成立した。本法は1934年に制定された旧通商法を刷新するものであり、細則については今後、政令、大統領令及び関係大臣令により定めることとされているが、国産品の使用促進や輸出入の制限、国家規格の使用強制等について政府に権限を与える規定がみられる。また、2013年12月には新産業法が成立、2014年1月に施行されているが、インドネシア政府が、産業資源の開発、産業のエンパワーメント、産業の救済・保護等を目的とした措置として、新通商法と同様に、

国産品の使用促進、輸出入の制限等を行いうるとしている。

これらの法律は、既存の関連規則を統括し法的根拠を与えるための上位規範であり、本法の策定のみによって具体的な措置が実施されるものではないが、国産品優遇や輸出入の制限について政府に実施権限を与える規定がみられるため、今後、インドネシア政府が本法に基づいてWTO協定に反するような貿易制限的、内外差別的な措置をとることのないよう、本法及び関連の実施細則の策定・運用状況についても注視する必要がある。

関 税

関税構造

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

ウルグアイ・ラウンド合意により、非農産品の譲許率が95.8%まで向上したことは評価される。しかし、非農産品の大部分の品目において現行の譲許税率は30%~40%であり、非農産品の単純平均譲許税率は35.6%と高水準である。2014年の非農産品の平均実行税率は6.7%と比較的低いが、衣類(平均14.4%)、輸送機械(平均9.8%)等の関税水準が高くなっている。

2004年にとりまとめられたセクターごとの関税調整計画に基づき、2005年1月1日から農産品、水産品、鉄鋼、陶器、医薬品の6分野の1,962品目について、2010年までの段階的な関税引き下げ計画が決定された。また、2005年12月にも、同調整計画に基づき、農機具、完成車(自動車、二輪)、AV機器、プラスチック、アルコール飲料、エタノールについて関税引き下げ計画が定められた。

その結果、例えば、排気量1.5~3リットルの

ガソリン車、同2.5リットルのディーゼル車について、2006年時点での最高関税率は60%であったが、2010年には45%まで引き下げられた。また、電気製品についても平均実行税率が5.8%まで引き下げられた。

しかし、2010年末(2010年12月22日)に財務大臣令2010年241号が公表され、鉱工業品や農産品等に関し、2004年に定めた関税率調整計画の実施という形をとり、2164品目(全品目の25%)の関税率の変更(1248品目が引き上げ、916品目が引き下げ)が突然公布され、即日施行となった。関税が引き上げられた品目には、日系企業が輸入する化学製品等も多く含まれており、これら的高関税品目については改善を求めている必要がある。

また、下流産業の競争力強化のために、基礎化学・機械・電気電子及び造船の182品目について5%から10%へ関税の引き上げを定めた財務大臣令(2011年213号)が、2011年末に公布された。

インドネシア政府は15年7月23日、財務大臣令2015年第132号(132/PMK.010/2015)で最恵国(MFN)関税を変更し、食品・飲料、衣服、家電製品などを中心に関税率を引き上げた。食品・飲料分野では、コーヒー、紅茶を従来の5%から20%へ、ソーセージと加工肉を5%から30%へ引き上げたほか、野菜・果物を5%から20%とした。また、自動車は従来の10~40%から50%とした。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題は生じないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高める観点から、上記のようなタリフピーク(第II部第5章1.(1)③参照)を解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許されていない品目があることや実行税率が譲許税率を下回って乖離していることは、WTO協定上問題はないが、当局による恣意的な実行税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目が譲許されること、また、譲許税率が引き下げられることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている（最新の状況については資料編を参照）。

また、2008年7月に日インドネシア EPA が発効したことにより、我が国から輸出するほとんどすべての自動車及び同部品、電気電子製品及び同部品、一部の鉄鋼製品の関税が段階的に撤廃されるなど、市場アクセスの改善が図られた。

アンチ・ダンピング

日本製冷延鋼板に対する AD 措置

<措置の概要>

2011年6月、インドネシア・アンチダンピング委員会（KADI）は、インドネシア国内の鉄鋼メーカーからの申請を受けて、我が国のほか韓国、中国、台湾、ベトナムの計5か国・地域から輸入される冷延鋼板に対する AD 調査を開始し、2012年12月、当該製品について AD 措置を発動するよう最終報告を行った。この報告を受け、インドネシア財務大臣は、2013年3月に当該製品について AD 税を賦課する旨の最終決定を行った。最終決定では、日本企業について、18.6%～55.6%の高率のダンピング・マージンが課されている。

<国際ルール上の問題点>

我が国企業が輸出する冷延鋼板の大部分は自動車・電機電子産業で用いられる高級鋼材であり、インドネシア国内で生産される冷延鋼板と品質が大きく異なるため、インドネシア国内産の冷延鋼板とは競合関係にない。しかし、KADI は本件調査の最終報告において国内産業の損害及び日本製冷延鋼板の輸入と当該国内産業の損害との間の因果関係を認定しているため、AD 協定3条に違反するおそれがある。

また、本件調査において、我が国企業が当該産

品に係るインドネシアでの国内販売価格に関するデータを提出したにもかかわらず、KADI がファクト・アヴェイラブル（入手可能な最善の情報）を用いて我が国企業の輸出価格を認定したことは、AD 協定6.8条に違反するおそれがある。

<最近の動き>

上記の最終決定が出されるまでの間、2012年10月、WTO・AD 委員会において、日本政府は、我が国企業が輸出する冷延鋼板はインドネシア国内で生産される当該製品とは競合しないため、インドネシアの国内産業に損害を与えていない点を指摘した。また、2011年11月及び2012年10月に、経済産業大臣が本件 AD 調査・課税の対象から我が国製品を除外するようインドネシア商業大臣等に申入れを行ったほか、2013年1月に経済産業大臣がインドネシア工業大臣・商業大臣に書簡で要請した。その他、様々な機会を捉えてインドネシア政府への働きかけを行った。

その結果、2013年4月に、経済産業大臣から改めて同様の働きかけを行うなどしたところ、2014年4月、KADI が課税見直しを開始したが、同年12月の最終決定においては、結局、日本側の主張はほとんど反映されない結果となった。その後も、インドネシア政府に対して、本件課税措置はインドネシアのユーザーのコスト増となっており、当初の終期どおり、2016年3月に終了するように要請を行ってきたが、2015年9月にサンセット調査が開始されたため、当初調査から政府及び企業が主張しているとおり、日本製品とインドネシア製品の競争関係・代替関係を適切に検討した上で判断を行うように要請していく。

貿易関連投資措置

LTE 機器等に対するローカルコンテンツ要求

<措置の概要>

2015年5月4日、インドネシア通信情報省は、LTE 機器（100Mbps の高速通信を行うことができる次世代の携帯端末向け（スマートフォン、モバイル PC など）の無線通信規格のこと。）について、一定比率のローカルコンテンツ要求（一定水準のローカルコンテンツを満たさない機器については、インドネシア国内で販売することができない。）及び強制規格を規定した大臣令案を公表し、意見募集を行った。大臣令案の内容は、①公布と同時に、無線基地局設備及び加入者端末について、それぞれ、30%、20%のローカルコンテンツを満たさなければならない、②公布から、2年以内に、無線基地局設備及び加入者端末について、それぞれ、40%、30%のローカルコンテンツを満たさなければならないとされた。また、無線基地局設備及び加入者端末双方に適用される強制規格も規定された。

その後、2015年7月27日、通信情報省は、通信情報大臣令第27号を公布し、2015年7月8日に遡及して、対象となる無線基地局設備及び加入者端末について、それぞれ、30%、20%のローカルコンテンツを満たさなければならないとされた（意見募集時から変更無し）。また、①800 MHz、900 MHz、1800 MHz、2100 MHz 帯の機器については、2017年1月1日からは、それぞれ、40%、30%のローカルコンテンツを満たさなければならないこと、②2300MHz 帯の機器については、2019年1月1日からは、それぞれ、40%、30%のローカルコンテンツを満たさなければならないとされた（意見募集時から一部変更）。また、意見募集時と同様、無線基地局設備及び加入者端末双方に適用される強制規格も規定された。

また、インドネシア工業省は、2015年8月19

日付けで、電子機器等に関する現地調達率の算定方法に関する規則（工業大臣令第68号）を公布（同月24日より施行）し、上記の無線基地局設備及び加入者端末についても適用対象とした。

<国際ルール上の問題>

インドネシア国内で販売する対象端末に対して、国内生産比率を要求する点において、内国民待遇義務違反として、GATT3条4項及び TRIMS 協定2条に抵触するものとする。

<最近の動き>

経済産業省及び総務省は、上記意見募集期間中に、意見提出を行ったほか、関係業界からも意見書を提出した。また、WTO の物品理事会や TRIMS 委員会等でも懸念を表明しているが、見直しの動きは見られない。

基準・認証制度

鉄鋼製品の強制規格

<措置の概要>

インドネシア政府は、2009年5月に熱延鋼板、2009年7月にアルミ亜鉛メッキ鋼板、2011年6月に冷延鋼板、2012年3月に形鋼等、2014年12月に棒鋼、ステンレス冷延コイル・鋼板について強制規格制度を導入。また、ブリキ、水道管についても導入する旨の WTO 通報がなされた。

<国際ルール上の問題点>

TBT 協定第2.2条において、「強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生じる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない」としている。インドネシア政府は、本制度の目的は、粗悪な鋼材の流入を防止し、消費者の安全性を確保するためと主張しているが、これらの政策目的は、鉄鋼製品のような中間財への規制では達

成することができず、むしろ最終製品の安全規制により達成されるべきものであると考えられる。したがって、本制度は、政策目的に照らして過剰な規制である疑義があり、TBT 協定第 2.2 条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

熱延鋼板については、2009 年日尼 EPA 関連の諸協議及び 2010 年の TBT 委員会と同委員会開催中の二国間会合を通じて WTO 協定整合性上の疑義等についての問題提起が行われた。その結果、インドネシア政府は、特定鉄鋼需要者（自動車産業、電気・電子産業等）が自社の製品の素材とするために輸入する熱延鋼板は、工業省総局長令により本強制規格の適用除外とする旨の規程を設けた。また、冷延鋼板については、2010 年以降の TBT 委員会開催中の二国間会合や現地での協議を通じて、最終製品で消費者の安全を確保されている優良産業向け鋼材の適用除外を求めた結果、自動車、電機電子産業向けの冷延鋼板は適用除外とするに至った。なお、TBT 委員会においては、EU、韓国も同様に懸念を表明している。

ブリキについては、施行日は未定であるが、2012 年、2013 年に引き続き、2014 年も累次の TBT 委員会や 2014 年 3 月開催の日尼鉄鋼対話を通じて懸念を表明している。また、水道管についても 2015 年半ばに導入が予定されているところ、過剰な規制とならぬよう引き続き、両国間で協議を行っていく予定である。

外国企業の参入障壁となる玩具規制

<措置の概要>

インドネシアは、2014 年 4 月 30 日に「インドネシア玩具規制」を施行した。

主な規制内容は、インドネシアへの輸入玩具に対して、①インドネシア国家規格 (SNI) 検査に合格した上、SNI 証使用製品証明書 (SPPTSNI) を取得し、②該当製品に SNI 証又は SPPTSNI の添付を要求するものである。輸入玩具については、

輸入業者が窓口となって SNI 検査を受けることとなっている。

SNI 検査では、インドネシアの国内事業者が製造する玩具が半年で 5,000 個であるのに対して輸入玩具については、生産ロットが 5,000 個をはるかに上回るにもかかわらず、一度の船積みが 5,000 個であるとの理由で、インドネシアの国内玩具は生産ロットごと、輸入玩具は船荷ごとに検査を受け、その認証を提出することが求められている。国内事業者は生産ロット毎に検査を受けることになるが、輸入事業者は、船荷毎に検査を受ける必要があるため、同一生産ロットであっても、異なる出荷日に船積みされる場合には、複数回の検査を実施する必要があるため、検査に要するコストが多くなっている。

加えて、SNI 検査において検査される化学物質に関する規制項目は、EU の REACH やそれに類似した主要国での規制にないものがあるがいくつか存在し、クリアすることが非常に困難な内容となっている。具体的には、フタル酸エステルについては国際的に定められている 6 種類の物質に加え、インドネシア独自に 4 種類の物質が規制対象として追加され、許容残存量が規定されている。また、アゾ色素については、その一部の種類が、汗に溶けた後、皮膚で発がん性が指摘される特定芳香族アミンに分解され人体に吸収されることによって害を及ぼす可能性があるとして、長時間皮膚に触れることが想定される衣服（子供服を含む）の繊維に対しては残存量を 30mg/kg 以下とすることが、インドネシア以外の主要国の規制として行われているが、インドネシアにおいては、長時間皮膚に触れることが想定されない、ぬいぐるみや着せ替え人形の衣服に用いられる繊維についても規制対象とされ、より厳格に残存量をゼロとすることが要求されている。

なお、SNI 検査は、インドネシア国内の指定試験所、及び、インドネシアと二国間協定を結んだ海外試験所が実施している。

<国際ルール上の問題点>

輸入玩具に対する検査頻度が船荷毎であるのに対して、国内事業者の玩具に対する検査頻度は生産ロット毎と規定されている理由として、上記の通り、国内事業者が半年で生産する個数と輸入事業者の一回の船荷の個数が同程度であるからと説明されている。しかしながら、一般に同一生産ロットに複数回検査を行う意味がなく、当該説明は、生産ロットの小さい国内事業者が不利にならないように配慮したものであることを示しており、生産ロットが5000個以上である場合が多い輸入業者を、国内事業者よりも理由なく不利に扱っており、適合性評価手続きについて内外無差別を規定するTBT協定第5.1.1条に違反する可能性がある。

また、子どもの健康の保護という目的で化学物質に関して規制すること自体は正当であるが、長時間皮膚に触れる衣服(子供服を含む)に使用する繊維に適用される規制基準よりも厳格な規制基準を玩具に適用する必要性が説明されておらず、過度に厳格な規制内容となっている可能性があり、その場合不必要に貿易制限的な規制であるとしてTBT協定第2.2条に違反している可能性がある。

<最近の動き>

2014年3月以降のWTO・TBT委員会公式会合において、EU、米国とともに懸念を表明。引き続き、TBT委員会、二国間協議等の場で制度改善を促していく。

サービス貿易

外資規制等

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点を鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

インドネシアでは、民間企業が参入できない分

野、条件付きで開放されている分野、外国企業による出資制限比率を業種ごとにネガティブリストで定めている。ネガティブリストは、2010年ネガティブリスト(大統領規定2010年36号)が、2014年4月に改定された(大統領規定2014年39号)。本改定により、運輸分野では陸上貨物・旅客ターミナルの運営等の参入禁止分野について49%までの外資出資が認められ(ただし、運輸相からの推薦状の取得が要件)、文化観光分野でも内資に限られていた映画宣伝設備(広告、ポスター等)がASEANからの出資を条件として51%までの出資が認められるなど、9の分野で外資規制の緩和がなされた。一方で、エネルギー・鉱物資源の分野では、陸上での石油ガス採掘サービスや石油ガス設計・エンジニアリングサービス等で、これまで95%の外資出資が認められていたものが内資企業に限定されるなどの条件変更や、これまでネガティブリストに規定されておらず100%出資が可能だった分野の中で、商業分野での倉庫やディストリビューター等のように、新たに制限が設けられる(上限33%)分野が増えるなど、外資制限の強化も行われた。

その他、主な外資制限は以下のとおりである。

(電気通信)

新ネガティブリストにおいては、有線及び無線/衛星通信網事業について外資出資は65%までに引き上げられた一方で、通信サービス事業については、コンテンツサービス、コールセンター等電話付加価値サービス、インターネットアクセスサービス事業、データ通信システムサービス、公共用電話回線インターネットサービス、インターネット相互連結サービス(NAP)その他マルチメディアサービスについて49%まで引き下げられた。また、通信サービスと統合した通信網の運営(移動体通信網事業と思われる)については上限65%としており、通信塔の供給・管理者(運営、レンタル)・建設サービスプロバイダーは引き続き内資100%と規定されていた。

また、電気通信分野においては、一部製品に対して、ローカルコンテンツが要求されている。2009年1月には、2.3GHz及び3.3GHzの無線周波数帯を利用している無線ブロードバンドサービスのために用いられる基地局設備に対して40%以上、通信端末に対して30%以上の国産化率が課され、また2015年7月には、通信情報大臣令 Regulation No. 27 of 2015 regarding Technical Requirement of Equipment and/or Telecommunication Devices in Long Term Evolution Technology Basis (Permenkominfo 27/2015)により、インドネシアで製造、組立または同国に輸入されたLTEを用いる製品について、基地局設備は30%以上、スマートフォンなど通信端末は20%以上の国産化率が新たに課された。更に、同大臣令においては、2017年1月1日より、800/900/1800/2100MHz帯の製品について求められる国産化率が基地局設備で40%、通信端末で30%まで引き上げられ、また2019年1月1日より、2300MHz帯の製品についても同国産化率が基地局設備で40%、通信端末で30%まで引き上げられることになっている。ローカルコンテンツ要求は、WTO協定及び日本・インドネシア経済連携協定上の義務に抵触する可能性もあるため、注視が必要である。

(流通)

新ネガティブリストにおいても引き続き、小売業は内資100%とされており、具体的には、スーパーマーケットは1,200平方メートル未満、デパートは2,000平方メートル未満のものを小売業として内資100%に限定されている。さらに、大統領規定2007年112号により、商業施設の整備に関する規制が出されている。外資が参入できる大規模商業施設についても、立地、施設(駐車場・安全面)、営業時間などについて規定されている。

(音響映像、広告等)

インドネシアは、外国の映画とビデオテープ

の配給会社の進出を禁止しており、すべての輸入、配給は100%インドネシア資本の企業に限られている。新ネガティブリストにおいても引き続き、映画製作、映画技術サービス、映画配給、上演、録音スタジオ等は、内資100%に限定されているが、2010年改定で従前内資100%とされていた撮影スタジオ、フィルム加工施設、吹き替え施設については、49%まで外資に開放され、2014年改定では映画宣伝設備制作サービス(広告、ポスター、写真、フィルム、バナー、パンフレット等)がASEANからの出資を条件として51%までの外資比率が認められた。

<懸念点>

上記の様々な外資規制は、インドネシアのサービス協定上の約束に反しないため、WTO協定違反となるものではないが、WTO及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取組が望まれる。

<最近の動き>

2007年8月20日に署名された日インドネシアEPAにより、約束サービス範囲の拡大などが図られた。電気通信の分野では、専用線・情報及びデータベースのオンラインでの検索サービスなど5分野を新たに約束した(日本資本40%まで)。音響映像の分野では、映像及びビデオテープの制作及び配給のサービス、映画の映写サービスへの日本資本の参入(日本資本40%まで)を約束した。

また、前述のとおり、2013年4月、外資参入規制業種を規定するネガティブリストが4年ぶりに改定されたが、その内容は、11分野で新たな外資出資上限が定められるなど、国内産業の競争力強化も視野にいれたものとなっている。

我が国は、引き続き外資規制に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話等やWTOサービス交渉やEPA交渉のフォローアップ会合等により、更なる外資規制の緩和を働きかけている。

知的財産

(1) 水際での侵害差止め措置

<措置の概要>

TRIPS 協定第 51 条によれば、加盟国は、権利者が不正商標商品及び著作権侵害物品の輸入差止めを申立てることのできる手続を採用しなければならない。この点に関して、インドネシア関税法（法律 2006 年第 17 号によって改正された、法律 1995 年第 10 号）第 54 条には、権利者からの申立てに基づき裁判所が税関に対して差止めを命じることができる旨が規定されており、これが TRIPS 協定第 51 条の規定に対応するものとなっている。しかしながら、実際の運用を行う上で必要となる細則が存在していないため、上記規定に基づく運用は機能しておらず、インドネシアでは水際での侵害品差止めが事実上不可能であるとの指摘がなされてきた。

<国際ルール上の問題点>

この問題について、2012 年 7 月に「一時的差止め命令に関するインドネシア共和国最高裁判所規則 2012 年第 4 号」が公布・施行され、上記運用の実現に対して期待が寄せられたが、現在に至るまで差止めが実現した例は確認されておらず、また、実際に差止めを行うためには更に規則を整備する必要があるとの指摘もあることから、未だに実効的な運用は機能していないことが強く推認される。このような状況は、TRIPS 協定第 51 条との整合性という観点から問題があると考えられ、インドネシアに対して事態の改善を促すとともに今後の動静を注視していく必要がある。

<最近の動き>

インドネシア税関では実際の運用を行う上で必要となる細則を策定中であり、当該細則案には知的財産権の税関登録制度を設ける点も記載されている。この細則が制定されれば、従前は事実上不

可能であった水際での侵害品差止めを行える土台が整うものと考えられる。この細則に対しては、我が国からもコメントを提出する等して、権利者に手続き面等で過度の負担を強わず、効果的な差止めを行えるものとなるように働きかけを行っているが、引き続き策定状況を注視していく必要がある。

(2) 日インドネシア EPA の履行問題

<措置の概要>

2008 年 7 月 1 日に発効した日インドネシア EPA では、独立した製品としては取引の対象とされず、流通をしない、物品の部分に係る意匠を、意匠法の保護対象とする「部分意匠」制度の導入（113 条 3 項）、外国で周知の商標について、不正目的で同一又は類似の商標が出願された場合、当該出願を拒絶または取消す「外国周知商標の保護」制度の導入（114 条 2 項）、著作権等に関する電磁的な「権利管理情報の改ざん等規制」制度の導入、現在及び将来にわたる複数の事件に対する包括的な代理権の授与を可能とする「包括委任状」制度の導入（109 条 5 項）、並びに税関における侵害品の差止め対象を輸入品のみならず輸出品にも拡大する「国境措置」の強化（119 条）等、TRIPS 協定の保護を上回る規定が置かれている。

<国際ルール上の問題点>

しかしながらインドネシアでは、権利管理情報改ざん等規制制度の一部については、EPA 義務に対応した制度が存在すると認められるものの、前項において列挙した多くの制度は未だ導入されておらず、対応する EPA の規定と整合性上の疑義を生じている。なお、インドネシア商標法における周知商標に関する規定は 6 条 (1)(b) 及び 68 条であるが、本規定のもと、実際に日本のみで周知の商標においても登録拒絶・無効の対象になるのか、運用について明確でない。

<最近の動き>

インドネシアでは、2015年11月、改正商標法案について議会での審議が開始されており、法改正の内容及び進展を注視していく。なお、意匠法の改正法案については、議会での審議が開始され

ていない。また、これと並行して、インドネシアにおける日インドネシアEPAの履行状況について、運用面を含め、情報収集を行い、必要な働きかけを行っていく必要がある。

3. マレーシア

内国民待遇

(1) 自動車に関する内国税の適用に関する問題及びAP制度に基づく輸入制限問題

<措置の概要>

マレーシアでは、特定の国内メーカーが製造する自動車を国民車として指定し（現在はプロトン社、プロドア社、イノコム社、マレーシアトラック&バス（MTB）社の4社）、それ以外のメーカーがマレーシア内で製造する自動車との間で、物品税の賦課につき、差別的な取扱いがなされてきた。具体的には、物品税の適用税率につき、国民車に対しては50%から100%の減免がなされてきたことが報告されている（本措置は2001年度に行われたWTO貿易政策検討制度（TPRM）の対マレーシア審査においても報告されている）。

2004年1月には、マレーシア政府は、完成車（CBU）とノックダウン（現地組み立て）車（CKD）の輸入税率及び物品税率に関する新政策を施行し、新たに国内生産車以外にも物品税を賦課することとした。これによると、乗用車のCBUの輸入関税は、ASEAN諸国に適用される共通効果特惠関税（CEPT）が20～110%、非ASEAN諸国に適用されるMFN関税が0～100%引き下げられることとなったものの、新たに物品税が30～100%課されることとなった。また、乗用車のCKDは、CEPTが0～55%、MFNは0～45%

引き下げられたものの（但し一部製品については引き上げ有り）、物品税が0～60%課されることとなった。その後、2005年10月に発表された自動車政策並びに新関税率及び新物品税率により、乗用車のCBUについてはCEPTが一律15%、MFN関税が一律30%に引き下げられ、物品税については、10～50%引き下げられた（2500cc未満のバンとMPVについては15～20%引き上げ）。

なお、マレーシア政府は、物品税制以外にもブミプトラ系企業を優遇する等の目的で非関税障壁を設けている。具体的には、輸入ライセンス（AP: Approved Permit と呼ばれる）が与えられる輸入業者については一定のマレー資本が入ったブミプトラ系企業とし、またマレーシア国内で自動車生産を行う企業による完成車輸入に対して、輸入許可制度を通じて事実上輸入車の台数規制を実施している模様である。

<国際ルール上の問題点>

物品税については、一部の国民車に対してのみ税の減免を適用しており、事実上、国産品である国民車を優遇している可能性が高く、GATT第3条2項の「内国税に関する内国民待遇」違反が問題となる。

また、仮に輸入許可制度を通じた輸入台数規制の実施が事実であれば、GATT第11条の「数量制限の一般的廃止」違反の可能性もある。

<最近の動き>

物品税については、2005年10月の税率変更により、差別的取扱いは解消されつつある模様であ

るが、明文化された措置ではないため、引き続き注視が必要である。

マレーシアでは、中古車を含む、全ての自動車は輸入許可証（AP）なしに輸入することはできず、このAPは、各国に輸入上限が割り当てられており、自由貿易の阻害要因となっていたが、WTOによる貿易自由化の要求に沿って、2010年12月31日までに段階的に廃止される予定であった。しかし、2009年10月の新政策では、フランチャイズAP（特定メーカーの新車に限り輸入を許可）を2020年末日までに段階的に終了、オープンAP（車種、仕入先など制限がない輸入許可証）は2015年末日までに終了するとし、APの完全廃止は当初の目標に比べて5年から10年先送りされた。新政策では、NAP（国家自動車政策）の見直しを行い、市場の自由化と「人が第一」のコンセプトを反映し、健全な競争による国内自動車産業の発展及び消費者の安全と環境保護に資するものとしている。なお、2014年1月にNAPの見直しが行われたが、APについては影響の詳細な調査を継続すると記載されているのみであり、運用の変化等は確認できない。我が国としては、マレーシアの自動車政策がWTO協定に整合的に運用されるよう、引き続きマレーシア政府に求めていくことが必要である。

(2) 国産自動車部品の物品税免除制度

<措置の概要>

マレーシア政府は、2006年3月にマレーシア工業開発庁（MIDA）が発表した「第9次5か年計画」、「国家自動車政策（NAP）」の下、産業連携プログラム（Industrial Linkage Program（ILP））という物品税の割戻し制度を導入した。同制度は、完成車に占める国内調達部品等の国内付加価値の割合に応じて、物品税が割戻しされる仕組みとなっており、国内付加価値*の最低比率要件（2,500cc以下の自動車の場合は30%以上、2,500cc以上の場合は10～20%）をおき、国産自動車部品を一定の要件を満たしたサプライヤーから調達している

ことを条件としていた。なお、エコカー（Energy Efficient Vehicle（EEV））プログラムに焦点をおいた2014年1月のNAPの見直しにより、物品税の割戻し制度も改定され、具体的には、①国内付加価値に関する最低比率要件は削除され、②EEVは、産業調整基金係数（Industrial Adjust Fund Multiplier）によって国内付加価値比率が上乘せして算出される（なお、EEVに使用されるハイブリッド機関システムなどの重要部品が国産である場合、上記係数の値が高くなる）こととなり、物品税割戻しによる減税効果を特に享受しうることとなった。

*国内付加価値：「国内付加価値＝工場出荷額－輸入原材料価値（＝現地調達材料＋人件費＋直接経費＋利益）」となっており、輸入原材料のうち、ASEAN産業協力（AICO）スキームを通じた輸入は、その20%が国内付加価値としてみなされる。

<国際ルール上の問題点>

当該還付制度における条件である国内付加価値（ローカルコンテンツ）の割合については、相対的に、国産車については基準を満たすことが容易であり、輸入車については困難であると考えられるため、内国税の賦課において輸入品を不利に扱うものであることから、GATT第3条2項に違反する可能性がある。また、当該国内付加価値基準を達成するためには、事実上、国産部品の購入が要求されるため、同種の輸入自動車部品が実質的に不利に扱われることになることから、GATT第3条4項にも違反する可能性がある。

その他、貿易関連投資措置としてのローカルコンテンツを禁止するTRIMs協定及び国内産品優先使用補助金を禁止する補助金協定にもそれぞれ違反する可能性がある。

<最近の動き>

ILP導入以降、本制度を活用した場合としない場合とで小売価格に差が出てきている模様であり、今後、機会を捉えて国際ルールに整合するよう是正を求めていく必要がある。

数量制限

(1) 丸太の輸出規制等

<措置の概要>

マレーシア半島部では、自国における木材の加工度を高めることを目的として、1985年から指定された27樹種及び直径12インチ以上のすべての樹種について輸出を禁止している。サバ州では、1996年11月から輸出の数量規制を行っており、2016年は年間15万立方メートルを上限としている。サラワク州では、1999年から丸太生産量の一定割合を州内加工用とし（2015年は60%）、残りを輸出用とする輸出規制が実施されている。また、樹種に対する規制として1980年からラミン丸太を、1993年からホロー・アラン・バトゥ丸太をそれぞれ輸出禁止している。

<国際ルール上の問題点>

これらの輸出禁止・数量規制は、GATT第11条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

上記措置については、マルチ、バイなどの場を通じて、今後は正をはたらきかけていく。

(2) 鋼板の輸入免税枠制度

<措置の概要>

マレーシアでは、電気亜鉛めっき（EG）鋼板をはじめとする鉄鋼製品には総じて50%の高い関税が課される。他方、マレーシア国際貿易産業省（MITI）及びマレーシア工業開発庁（MIDA）は、国内調達が不可能な鋼板については、輸入者に一年間の期限を付した免税枠を付与する制度を設け、便宜を図ってきた。しかし、免税枠付与の手续や基準が不透明であることに加え、鋼板調達の国内代替を進めたい当局の意向もあり、免税数量制限が付されるケースが増加した。また、輸入免税枠取得に要する時間も延び、中には半年程度

もかかるケースも見られる。

<国際ルール上の問題点>

免税枠取得のための要件である「国内調達可能性」については、MIDAが国内の生産会社に調達の可否について照会をかけて判断する運用になっているため、国内鉄鋼メーカーの主張のみに基づき恣意的な運用になるおそれがある。これは、ユーザーの要求を満たす製品が国内で生産されていない場合に免税が認められるとした日マレーシアEPA・NOTE13の規定や、輸入許可手続関連規則の公平・公正な運用を義務づけるライセンス協定第1条項に違反する可能性がある。また、輸入枠の申請から取得まで半年程度かかる運用は、申請の処理については30日以内であることを規定したライセンス協定第3条5項（f）に違反する可能性もある。

<最近の動き>

日マレーシアEPA・Note13実施の観点から、本免税枠制度の運用について、2014年10月に政府間協議及び官民協議を実施し、①国内調達可否の判断に当たってユーザーの意見が然るべく考慮されること、②申請した免税枠が認められない場合には書面で理由が開示されること、③申請に必要な書類が書面で明らかにされること、④申請完了から4週間以内に免税枠が付与されるよう努めること等について両国間で共通認識を得るに至った。これを受けて、2014年11月に行われた官民ワークショップでは、マレーシア側より、申請に必要な資料の内容及び様式、免税枠計算方法等について初めて説明があり、一定の運用の明確化が行われた。今後とも、政府間協議や官民協議の開催を通じて、更なる運用の改善を図ることが必要である。

関 税

鋼板の関税引き上げ措置等

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

マレーシアにおける現行の非農産品の譲許率及び単純平均譲許税率は、それぞれ81.9%及び14.9%であり、2014年の平均実行税率は5.5%であった。

マレーシアは、2002年3月、熱延鋼板や冷延鋼板など鉄鋼製品199品目の輸入関税について、従来の0～25%を最大50%に引き上げる措置を行った。また、2009年6月、国際貿易産業省(MITI)により鉄鋼産業政策の見直しが発表され、棒鋼の関税は2009年8月1日に10%へ、2010年1月1日に5%へ、鋼板の関税は2009年8月1日に50%から25%へ、2018年1月1日までに0%～10%へ、それぞれ引き下げられることとなった(鉄鋼産業政策の見直しについては数量制限を参照)。

<懸念点>

本措置は、当該品目が非譲許品目であることから、WTOルールに違反するものではないが、2002年3月における引き上げ幅は大きく、貿易への悪影響が懸念された。このような大幅な関税引き上げは、事業者の予見可能性を著しく損ない、円滑な事業活動に支障をきたすおそれが高いことから、WTO加盟国は、このような非譲許品目を可能な限り譲許すべきである。2009年8月以降は、順次引き下げられる予定になっているところ、スケジュールどおりに引き下げられるか、注視していく必要がある。

<最近の動き>

2002年3月に関税引き上げ措置がとられたこと

を受けて、我が国は、累次にわたって当該措置の撤回を申し入れてきたところ、2006年7月に日マレーシアEPAが発効したことにより、我が国からマレーシアへ輸出する鉄鋼製品のうち、一部の熱延鋼板を除き、実行税率を10年以内に無税とすることが約束された。

他方、鉄鋼産業政策の見直しに伴い、2009年8月以降、新しい免税制度(MIDAスキーム)が運用されるようになった。旧免税制度では、特定の7セクター向けの輸入については国内製造の可否にかかわらず免税の対象だったが、MIDAスキームでは特定用途別の免税制度が廃止され、国内製造が出来ないものに限定されている。しかもその判断基準が明文化されておらず、マレーシア政府が現地企業の意見を聞いて判断しているため、不透明な運用となっている。一方、日マレーシアEPAで約束されている鉄鋼用途免税制度(Note13スキーム)では、免税対象の基準が明確になっており、Note13スキームの早期運用に向けてマレーシア政府と協議を進めている(詳細については数量制限を参照)。

なお、ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている(最新の状況については資料編を参照)。また、ドーハ・ラウンド交渉の枠外で、IT製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012年5月からITA拡大交渉が開始され、2015年12月に妥結した。対象品目201品目の関税撤廃は2016年7月から開始される予定(詳細は、第II部第5章2.(2)ITA(情報技術協定)拡大交渉を参照)。

また、2016年1月1日より、機械機器及び部品について、Order No. P.U. (A) 305/2015で7品目(HS8419、HS8421)のMFN税率を、Order No.P.U.(A)306/2015で14品目(HS8419、HS8421、HS8511)のASEAN物品貿易協定(ATIGA)税率を、削減・撤廃した。

基準・認証制度

鉄鋼製品の強制規格

<措置の概要>

マレーシア政府は、2008年11月より鉄鋼製品57品種について強制規格を導入した。また、2009年8月1日より対象を627品目にまで拡大したが、同月13日には暫定的に2ヵ月間中止することとし、2009年10月13日より対象品目を187品目に削減するとともに自動車、電機電子産業向け等の各種除外措置が導入されていた。その後、2013年1月に、同年8月からHSコードベースで141品目について適合性評価手続が強化されることが公表された（現在は約170品目が対象）。新制度の下では、マレーシア標準工業研究所（SIRIM）又は海外検査機関による年1回の工場監査により製品認証を受けるか、出荷毎にSIRIM又は海外検査機関のサンプル検査を受ける必要がある。

<国際ルール上の問題>

マレーシア政府は、本適合性評価手続の政策目的を消費者の健康と安全の確保と説明している。しかしながら、これらの政策目的は、鉄鋼製品のような中間財への規制では達成することができず、むしろ最終製品の安全規制により達成されるべきものであると考えられる。したがって、本制度は、政策目的に照らして過剰な規制である疑義があり、TBT協定第5.1.2条に違反する可能性がある。さらに、TBT協定第5.6.2条において、「適合性評価手続案の技術的内容が関連する国際規格の技術的内容に適合していない場合において、当該適合性評価手続案が他の加盟国の貿易に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、」「当該適合性評価手続案の目的及び必要性に関する簡潔な記述と共に事務局を通じて他の加盟国に通報する」としているが、現時点までマレーシアは通報した事実がなく、この通報義務にも反している可能性がある。

<最近の動き>

2013年8月から強化された適合性評価手続については、2013年2月に日馬EPA関連の協議を通じてWTO協定整合性上の疑義等について問題提起を行い、同年3月以降のTBT委員会の二国間会合においても懸念を表明している。引き続き、両国間で協議を行っていく予定である。

サービス貿易

外資規制等

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

国家権益に関わる事業、すなわち水、エネルギー・電力供給、放送、防衛、保安等に関しては、政府は外資参入を30%までに制限している。その他の民間企業に対する外国資本出資比率は、所轄官庁のライセンスや許認可に課された出資条件による。

ライセンスを必要としない販売・サービス業の出資比率は、従来、外国投資委員会（FIC）のガイドラインにより、ブミプトラ資本最低30%の保有が求められていた。しかしながら、経済成長の牽引役としてのサービス産業の活性化、成長を重要視しており、外資の誘致にも貢献するとして、2009年4月22日マレーシア政府は、サービス産業の自由化を発表し、サービス産業27分野でこれまでの最低30%のブミプトラ資本の保有を求める規制を即時撤廃し、外資100%が認められるようになった。

2009年6月30日には、FICの「マレーシア・外国資本による株式・資産の買収、合併・吸収に関するガイドライン（改正／2008年1月1日発行）」が撤廃され、FICは解散した。但し、既存会社について、他の所轄機関より発行されるライセンス

や認可により既に課されている資本条件は、引き続き有効であるとした。

マレーシアにおける主な外資制限は以下のとおりである。

(金融)

2009年4月27日に、マレーシア首相が発表した金融セクターの自由化により、①ライセンスの新規発行、②外資出資制限の緩和、③運営営業の緩和に係る規制について緩和が図られた。概要は以下の通り。

- 2010年6月にマレーシア中央銀行は、新たに5つの外国銀行に商業銀行免許（フルバンク・ライセンス）を発給する旨発表。邦銀ではみずほコーポレート銀行、三井住友銀行の2行に対して免許の発給が決定された。
- 投資銀行やイスラム銀行、保険会社やタカフル保険運営者に対する外国資本の出資制限を、これまでの49%から70%に緩和した（ただし、国内の商業銀行に関する外資の制限は30%のまま据え置き（単独の出資上限も20%に据え置き））。
- 2010年から現地法人化している外資系の商業銀行が本格的な支店を4ヵ所設置すること、および小規模金融を行う支店を10ヵ所設置することを認める。

2013年5月、金融機関の健全性及び金融システムの安定確保のため、法的な規制枠組みを構築・強化することを目的とした「2013年金融サービス法」が施行された。これにより、マレーシア中央銀行が管轄する4本の法令（1989年銀行・金融機関法、1996年保険法、2003年決済システム法、1953年為替管理法）が廃止され、金融サービス法に一本化された（イスラム金融方式の銀行、保険などを規制する法令は、イスラム金融サービス法に一本化）。

改正のポイントとしては、銀行の業務範囲の制限、金融機関の健全性基準、金融機関の役員等の適格性要件、金融機関の株主の適格性基準、金融

持株会社規制の導入、外国為替取引規制の一部緩和等があり、これにより多くの業態において参入規制が厳格化されることとなった（例えば、以前は銀行、投資銀行、保険会社については、中央銀行の承認事項であったが、改正により財務大臣の認可が必要となる。）。

(電気通信)

2011年10月、マレーシア首相は、2012年度予算案の議会演説において、電気通信分野を含むサービスセクター17分野で自由化を実施すると発表した。これを受け、2012年1月より、9分野が自由化され、電気通信分野については、アプリケーション・サービス事業者免許（音声サービス、データサービス等の特定の機能を提供するための免許）については外資100%まで認められた。2012年11月16日には、サービスセクター17分野のうち、更に6分野の自由化について発表が行われ、電気通信分野については、ネットワーク設備事業者免許（衛星基地局、光ファイバケーブル等の設備等を所有するための免許）及びネットワーク・サービス事業者免許（本的な接続及び帯域を提供するための免許）について外資70%までの出資が認められている。一方で、電気通信分野について、30%のブミプトラ資本参加を含む免許条件の付与対象であるとされている。

(流通)

国内取引・協同組合・消費者省（MDTCC）は2010年5月12日、「流通取引サービスにおける外資参入に関するガイドライン」の改定を発表した（同年1月6日にさかのぼって発効）。新ガイドラインでは、ハイパーマーケット（5,000平方メートル以上の販売床面積があるセルフサービスの販売店）及びスーパーストア（3,000平方メートル以上、4,999平方メートル以下の販売床面積があるセルフサービスの販売店）を除いて30%のブミプトラ資本条件が削除され、外資100%が可能になった点で大きな改善といえる。一方で、コンビニエンス

ストアなどは、引き続き外資参入禁止業種とされている。(下記に流通分野における外資参入禁止業種の一覧を記載。)なお、外資の資本参加、買収、合併などは、MDTCCが管轄官庁となり同省からの認可を必要とする。また、旧ガイドラインでは最低資本金は100万リングと定めており、金額の変更はないが、新ガイドラインでは資本金は普通株のことと明記された。

流通分野における外資参入禁止業種

- スーパーマーケット/ミニマーケット(販売フロア面積が3,000平方メートル未満)
- 食料品店/一般販売店
- コンビニエンスストア
- 新聞販売店、雑貨品の販売店
- 薬局(伝統的なハーブや漢方薬を取り扱う薬局)
- ガソリンスタンド
- 常設の市場(ウェットマーケット)や歩道店舗
- 国家戦略的利益に関与する事業
- 布地屋、レストラン(高級店でない)、ピストロ、宝石店など

新ガイドラインでは、ブミプトラに考慮した項目もみられる。例えば、「業界へのブミプトラ参加支援に関する方針と計画を各社が明確にしなければならない」との記述がみられるほか、資本規制は撤廃するがブミプトラ取締役を任命するという条件などが継続している。(ハイパーマーケットや専門店など、業種によって営業時間や禁止項目などの条件が異なる。)

<懸念点>

上記の様々な外資規制は、マレーシアのサービス協定上の約束に反しないためWTO協定違反となるものではないが、WTO及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取組が望まれる。

<最近の動き>

サービス産業27分野での外資制限の撤廃等の

一連のマレーシアの規制緩和については、保護主義的な動きに対抗するものとして高く評価されるものである。他方で、コンビニエンスストア等、上記の外資参入禁止業種においては、日本企業は依然として現地企業との合併という形でも参入することができない。

マレーシア首相が2011年10月に行った2012年度予算案の議会演説において、17分野のサービス分野サブセクターの外資規制緩和を2012年から段階的に行うと発表した。その後、2012年1月には、9つのサブセクター(①会計・税務サービス、②クーリエ・サービス、③デパート・専門店サービス、④焼却サービス、⑤私立病院サービス、⑥技能訓練サービス、⑦通信サービス、⑧技能・職業訓練サービス、⑨技能・職業訓練サービス(特別支援を必要とする生徒向け))が自由化され、外資が100%まで認められ、外国人の専門家の入国も認められた。2012年11月16日には、さらに6つのサブセクターの外資規制緩和の予定が発表された。6つのサブセクターのうち、①法務サービスに関しては、入国審査等の基準を満たせば、外国人弁護士・外国弁護士事務所の進出や国際的なパートナーシップが認められる予定となっている。②専門医サービス、③歯科専門医サービス、④インターナショナル・スクール・サービス及び⑤私立大学サービスに関しては、外資100%まで認められる予定となっている。⑥電気通信サービス(ネットワーク設備事業者免許及びネットワーク・サービス事業者免許)に関しては、上述の通り、外資70%まで認められる予定である。17分野のうち、残る2分野のサブセクター(建築及びエンジニアリングサービス)及び外資規制緩和が検討されている新規サブセクター(建築積算士)に関しては、関連法の改正が承認され次第発表される見込みとなっている。我が国は、外資規制に関する法律改正の動向・実施状況等を注視するとともに、引き続き二国間政策対話等やWTOサービス交渉やEPA交渉のフォローアップ会合等により、更なる外資規制の緩和を働きかけている。

○ブミプトラ資本規制が撤廃されたサービス産業 27分野（2009年4月22日発表）

○電子計算機及び関連のサービス

1. ハードウェア設置に関連する相談サービス（CPC841）
2. ソフトウェア実行サービス（システムとソフトウェアのコンサルサービス、システム分析、システムデザイン、プログラミング、システムメンテナンスサービス）（CPC842）
3. データ処理サービス（インプットプリパレーションサービス、データ処理および集計、時分割サービス、その他データ処理サービス）（CPC843）
4. データベース・サービス（CPC844）
5. メンテナンス・修理サービス（CPC845）
6. その他サービス（データ準備、訓練、データ復旧、クリエイティブコンテンツ開発）（CPC849）

○健康・社会事業にかかわるサービス

7. 獣医師サービス（CPC9320）
8. 養護施設による老人および身障者対象の社会福祉サービス（CPC93311）
9. 施設による子どもを対象とした社会福祉サービス（CPC93312）
10. 子どものデイケアサービス（CPC93321）
11. 身体障害者を対象とする職業リハビリテーションサービス（CPC93324）

○観光サービス

12. テーマパーク（CPC96194）
13. 会議および展示会場センター（収容人数5,000人以上）（CPC87909）
14. 旅行会社およびツアー運行サービス（国内旅行のみ）（CPC7471）
15. ホテルおよびレストランサービス（4つ星、5つ星ホテルのみ）（CPC64110、CPC64199）
16. 食物の給仕サービス（4つ星、5つ星ホテルのみ）（CPC642）
17. 敷地内での消費を目的とした飲料提供サービス（4つ星、5つ星ホテルのみ）（CPC643）

○道路運送サービス

18. 貨物運送サービス（自家用運送、自社の製品を運送する目的のもの）（CPC7123）

○スポーツとその他レクリエーションに関するサービス

19. スポーツに関するサービス（スポーツイベントプロモーションと組織サービス）（CPC9641）

○ビジネスサービス

20. 地域流通センター（CPCP87909）
21. 国際調達センター（CPC87909）
22. 技術検査および分析サービス（CPC8676）
23. 経営コンサルサービス〔一般、金融（ビジネス税制を除く）、マーケティング、人的資源、生産、PRサービス〕（CPC8650）

○運転者を伴わない賃貸サービス

24. 船舶関連（カボタージュ、オフショア貿易を除く）（CPC83103）
25. 国際配送を目的とした乗組員を伴わない貨物船賃貸（裸用船）（CPC83103）

○内陸水路における運送

26. 海上エージェントサービス（CPCP7454）
27. 船の引き上げおよび離礁（CPC7454）

知的財産

著作権侵害 DVD の流通問題

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点を鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

マレーシアの「2010年取引表示（オプティカルディスクラベル）命令」では、コンテンツが収録され、取引または事業の過程で提供されあるいは提供の申し出が行われる全てのオプティカルディスクには、オプティカルディスクラベル（以下、ODL）を貼付しなければならないと定められている。

ODLは、マレーシア政府が発行し、申請者に販

売される。マレーシア政府は、申請内容を審査し、申請者がコンテンツの権利所有者又は権利所有者から使用許諾を受けた者であることを検証し、許可を行う。しかしながら、店頭およびインターネットで多数販売されている我が国企業の著作権を侵害するDVDにも正規のODLが貼付されており、マレーシア以外の国にまで流通している。

<懸念点>

ODL命令自体は、マレーシアにおける著作権の保護及び侵害の抑止を目的として導入された制度であり、その点ではTRIPS協定等の国際ルールの趣旨に沿ったものである。しかしながら、申請者が権利所有者又は権利所有者から使用許諾を受けた者であることの検証が不十分であることから、制度の実効性が確保されていない。むしろ、著作権を侵害するDVDに対して、それがあたかもマレーシア政府公認の正規版であるかのような外観を付与することとなっており、マレーシア政府自身が著作権侵害品の蔓延を助長する結果となってしまっている。TRIPS協定第9条において引用されるベルヌ条約の第16条においては、加盟国は著作権侵害品の摘発を可能とすべきことが規定されているが、ODLに関する上記のような状況はこの規定の実効性を減退せしめるものと言え、改善が望まれる。

<最近の動き>

2011年7月8日、政府模倣品・海賊版対策窓口に対し、知的財産権の海外侵害状況調査制度に基づく我が国産業界からの申立てが行われたことを受け、同年8月4日、我が国政府は、被害状況及びマレーシアの制度について調査を実施することを決定した。調査の結果、我が国の多数の企業が被害を受けていること、及び、ODL命令の運用に関して上記問題点が存在することが明らかとなったため、2012年2月17日、マレーシア政府に対して早期改善を要請していくことを決定し、同年4月、6月、2013年6月、2014年2月の4回にわたりマレーシア側との政府間協議を行った。2015年10月に開催したマレーシア側との意見交換の場では、日本側から海賊版・模倣品対策の事例や実際にマレーシアでODL命令違反をしているDVDの事例を紹介し、マレーシア側からは具体的な申請プロセスや日本アニメ作品のODL申請件数等、最新のODL命令に関する運用状況について紹介があった。また、ODL命令の運用に関する課題や今後の方向性について意見交換がなされ、今後は両国間のチャンネルを活かしながら、より具体的な対策をとるべく連携強化を図っていくことで合意した。本件については、引き続きマレーシア側と連携しつつ、マレーシア側の対応を注視していく必要がある。

4. フィリピン

数量制限

未加工鉱石に対する輸出制限

<措置の概要>

2014年7月に下院へ、同年8月に上院へ提出された鉱業法改正法案は、未加工鉱石の国内製錬義務や未加工鉱石の輸出禁止等を課す内容となってい

る。現時点において、当該法案は成立していないものの、仮に当該法案が成立した場合には、日本企業が参画をしている鉱山の安定操業や日本の国内製錬所への安定供給に悪影響を及ぼす可能性がある。なお、本措置は、インドネシア新鉱業法と同内容の措置であり、協定整合性に疑問のある鉱石の輸出制限が拡散しつつあることが懸念される。

<国際ルール上の問題点>

フィリピン議会へ提出された鉱業法改正案は、

未加工鉱石の輸出禁止をその内容に含むことから、数量制限の一般的禁止を規定する GATT 第 11 条 1 項に抵触する可能性がある。

<最近の動き>

鉱業法改正法案の議会への提出後、我が国は政府関係者等に対して法案提出の背景や成立見通し等について聴取するとともに我が国の懸念を説明。引き続き、フィリピン議会の動向を注視しつつ、二国間協議等の場で国際ルールに則った対応を促していく。

関 税

関税構造

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

現行の譲許税率は、繊維製品（最高 20%）、電気機器（最高 30%）等、譲許税率の高い品目が見受けられ、非農産品の単純平均譲許税率は 23.4% と高水準である。また、非農産品の譲許率は低く 61.9%にとどまっており、非譲許品目としては自動車、時計等がある。

フィリピンは 1980 年から関税構造の改革を進め、一部の農水産品を除く実行税率を 2004 年までに 5%に統一することを明らかにしていた。しかし、フィリピン政府は 2003 年、関税率の見直しを実施することを決定し、1,000 品目以上の実行税率が引き上げられ、自動車（最高 30%）、電気機器（最高 30%）、一部の繊維製品（最高 30%）等の高関税品目が存在する。なお、2015 年の非農産品の単純平均実行税率は 5.7%であった。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO

協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるといった観点からは、上記のようなタリフピーク（第 II 部第 5 章 1.(1) ③参照）を解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いことや実行税率が譲許税率を下回って乖離していることは、WTO 協定上問題はないが、当局による恣意的な実行税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目が譲許されること、また、譲許税率が引き下げられることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている（最新の状況については資料編を参照）。また、ドーハ・ラウンド交渉の枠外で、IT 製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012 年 5 月から ITA 拡大交渉が開始され、2015 年 12 月に妥結した。対象品目 201 品目の関税撤廃は 2016 年 7 月から開始される予定（詳細は、第 II 部第 5 章 2. (2) ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。

なお、2008 年 12 月に日フィリピン EPA が発効したことにより、我が国から輸出するほとんどすべての自動車、すべての自動車部品、電気電子製品及び同部品、一部の鉄鋼製品等の関税が段階的に撤廃されるなど、市場アクセスの改善が図られた。

サービス貿易

外資規制等

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

フィリピンにおける投資規制は、原則承認、例

外規制の方針となっており、外国投資が規制されている分野は、外国投資法（RA8179）により定められた外国投資ネガティブリストとして定期的に改訂されている。

2015年6月に発効した「第10次外国投資ネガティブリスト」では、外資参入を禁止する免許制の専門性を帯びた業務について、第9次ネガティブリストで新たに追加された不動産関連サービス（Real estate service）、呼吸器疾患に関する治療（Respiratory therapy）、心理療法（Psychology）を含めて多くの業務が削除され、薬剤師、弁護士など5業務に限定された。外資参入禁止分野の主なものとして、払込資本金が250万米ドル未満の小売業が引き続き規定されている。また、ラジオ放送局の運営は外資比率20%まで、広告業は外資比率30%までなどの制限についても変更はない。広告業においては、管理職以上はフィリピン国籍であることが求められる。

その他、主な外資制限は以下のとおりである。

<懸念点>

上記の様々な外資規制は、フィリピンのサービス協定上の約束に反しない限りWTO協定違反となるものではないが、WTO及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取組が望まれる。

<最近の動き>

日比EPA締結後に、商船企業によるフィリピン人技術者育成学校の開校の動きや、IT分野でのコールセンター事業への参入等、我が国サービス業の進出が見られる。

我が国は、引き続き外資規制強化に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話やRCEP（東アジア地域包括的経済連携）交渉、日比EPA交渉のフォローアップ会合等により、これら外資規制の緩和を働きかけているところである。

分野	規制の概要
金融	
① 銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行分野の外資規制は、従来、以下の2つの法律等により定められ、外国銀行による国内銀行への出資比率は60%に制限されていたほか、支店を開設可能な外国銀行の数に上限が設定され、フィリピンに未進出の外国銀行が新たに支店を開設することは不可能となっていた。 (a)外国銀行自由化法（Act Liberalizing the Entry and Scope of Operations of Foreign Banks in the Philippines）（1994年5月成立） (b)2000年一般銀行法（General Banking Law of 2000）（2000年5月成立） ・ しかし、2014年7月に外国銀行の国内市場参入認可に関する法律（Act Allowing the Full Entry of Foreign Banks in the Philippines 共和国法第10641号）が成立した。これにより、フィリピン中央銀行の認可を条件として、以下の3つの形態による外銀の新規参入が認められることとなった。 (a)国内銀行の買収（外銀による100の出資。60%の出資比率上限の撤廃。） (b)新規現地法人の設立 (c)支店の開設（支店を開設可能な外国銀行数の上限撤廃） ・ 外貨流動性規制として、外貨建て負債（預金等）の残高の30%を特定の流動性（中央銀行から供給される短期資金やインターバンクローン等）によりカバーすることが義務付けられている。
② 保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2001年12月に発出された Department Order No.31-01（その後2006年の Department Order No.19-06及びNo.27-06で一部改正）では、外資による出資比率に応じた最低資本金を課していたが、2012年6月の省令により、外資による出資比率に拠らず一律となった（2013年に法制化）。 ・ 再保険取引に関しては自動車保険の海外出再の禁止などが課せられている。

分野	規制の概要
電気通信	公益事業がフィリピン資本企業（資本の60%以上をフィリピン人が有している企業）にしか認められていないため、通信分野への外資参入も40%未満に制限されている。ただし、2009年1月にはフィリピン司法省（DOJ）は、付加価値サービスは規制のサービスには該当しない場合もあり、その際は100%外資の参入も可能であるとの見解を示している（2009年1月12日 Secretary's Opinion No.2）。
建設	外資による出資規制は、外国投資法によるネガティブリストに掲載されているものを除いて認められており、建設業（工事会社）については、同リストに掲載されていないが、実際に建設業を行うためには、Constructors License Law（CLL法）で、貿易産業省（Department of Trade and Industry）管轄の、建設業を統括している建設産業庁（Construction Industry Authority of the Philippines）の下部組織であるフィリピン建設業許可委員会（Philippine Contractors Accreditation Board）から建設許可証を入手しなければならない。また、CLL法の施行細則にて外資比率が40%以下の企業については、国内企業と同等の通常許可（Regular License）が与えられるが、40%を超える企業については、個別事業ごとに許可され、当該事業に限り有効な許可（Special License）が与えられる。一方、フィリピン国内で資金供与を受ける公共工事（国際入札案件を除く）に関しては、「第10次外国投資ネガティブリスト（2015年6月発効）」に基づき、外資比率25%以下に制限されている。

5. ミャンマー

サービス貿易

外資規制等

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

外国からミャンマー国内への投資を行う際の基本法である外国投資法（1988年11月制定）の改正案が2012年11月2日に成立した。

ミャンマー政府は、改正法案の成立後90日以内に詳細な事項を定めた施行細則を定めることとしていたところ、2013年1月31日にミャンマー投資委員会（MIC）通達 No.1/2013 及び国家計画・経済開発省（MNPED）通達 No.11/2013 が公表された。

ミャンマー投資委員会（MIC）通達 No.1/2013 は、

防衛関連や環境破壊につながるビジネスなど外国企業には投資が認められない21分野、大規模鉱物開発や輸送インフラ開発など外国企業とミャンマー企業との合弁によってのみ認められる42分野、所管省の意見書や連邦政府の承認などが必要な115分野、畜産業など特定の条件下でのみ参入可能な27分野、大規模な製造業や石油・天然ガス開発など環境アセスメントが認可の条件となる34分野が列挙されている。国家計画・経済開発省（MNPED）通達 No.11/2013 は、外国投資の形態、申請・許可手続きなどを規定している。

これらの通達は、ミャンマー語版にて公表されているものの、禁止分野以外での外資100%出資可能な場合等の詳細な規定が定められていない等、明らかとなっていない事項が多数存在している。さらに、ミャンマー投資委員会の裁量権が非常に大きく、運用の透明性の確保が必要と考えられる。

<懸念点>

ミャンマー政府は、WTO サービス貿易協定（GATS）上の自由化約束において、ほとんどの

サービスについて自由化約束をしていない（観光サービス及び旅行に関連するサービス分野のみ一部自由化）。従って、今回の外国投資法の改正は、GATS 違反となるものではない。しかしながら、上述の通り、外国投資法は、ミャンマー語版の施行細則が公表されているものの、禁止分野以外での外資 100% 出資が可能な場合等の詳細な規定が定められていない等、明らかとなっていない事項が多数存在する。加えて、ミャンマー投資委員会の裁量権が非常に大きい。

<最近の動き>

改正前の 2012 年 8 月に、ミャンマー国家計画経済開発大臣と経済産業大臣との会談で外国投資法に対する懸念を表明した他、改正後の 2013 年 2 月には、ミャンマー国家計画経済開発大臣と経済産業副大臣との会談で、運用の透明性確保について要請した。

2014 年 1 月 31 日には、外国投資家によるミヤ

ンマーへの投資手続きに係る MIC の許認可の具体的な流れを明確に示した通達であるミャンマー投資委員会通達 No.2/2014 が公表された。この通達は、手続きの過程でサービス料が請求されないことも明記されるなど、かなり具体的な内容となっている。また、2015 年 1 月には、ミャンマー商務省（Ministry of Commerce）により Notification 96/2015 が出され、肥料、種子、殺虫剤／駆除剤、医療機器の 4 つのカテゴリについて、外国企業がミャンマー企業とのジョイントベンチャーを設立することを条件として、外資企業の参入が認められた。なお、外資持ち分の規制は通達上は特段言及されていない。

今後、我が国は、引き続き外国投資法関係諸規定の動向を注視するとともに、外国投資法の改正を理由に、現在ミャンマーに進出している日系企業の活動が阻害されないよう、運用も注視していく。さらに、二国間協議等を通じ、法律の運用の透明性確保を引き続き促していく。

6. ベトナム

セーフガード

鉄鋼半製品、棒鋼等に対するセーフガード措置

<措置の概要>

ベトナム政府は 2015 年 12 月 25 日、鉄鋼半製品及び棒鋼等を対象としたセーフガード調査を開始し、2016 年 3 月 22 日から暫定措置による課税を開始している。暫定措置は半製品に 23.3%、棒鋼等に 14.2% の追加課税を一律に賦課するものである。

<国際ルール上の問題点>

WTO 協定上のセーフガードの発動要件として、

GATT19 条 1 項 (a) に規定するとおり、輸入の増加が「GATT に基づいて負う義務の効果」として生じていることが必要であり、日本・ベトナム経済連携協定（日越 EPA）による関税譲許の効果として生じている輸入増加を考慮してはならないと考えられる。

さらに、ベトナムの調査報告書において、中国の過剰生産等の事実を GATT19 条 1 項 (a) に規定する「事情の予見されなかった発展」として認定しているが、これらの事実は単なる需給関係の変化であって予見の範囲内であると考えられる。また、先例上、国産品と輸入品の競争条件について国産品にのみ不利な変更を生じさせるようなものでなければならぬと解釈されているところ、ベトナムの述べる事実は輸入品と国産品の双方に同じく影響し、国産品の競争条件に不利な変更を生

じさせるものではないため、「事情の予見されなかった発展」には該当しないと考えられる。

以上のように、ベトナム当局は上記発動要件を適切に認定しておらず、本暫定措置はGATT19条1項(a)等に不整合であると考ええる。

<最近の動き>

我が国は、2015年12月の調査開始以降、ベトナムの本件措置に関する動向を注視しており、意見書を提出するとともに、ベトナム調査当局である競争庁との協議を実施した。また、2016年3月、経済産業大臣より、ベトナム商工副大臣に対して本件調査に関する懸念を表明した。引き続き、WTO協定整合性を確保するよう求めていく。

